

特定建設作業実施届出書

令和 年 月 日

貝塚市長 様

住 所

(電話)

氏 名(法人の場合はその名称 所在地および代表者の氏名)

特定建設作業を実施するので 騒音規制法第14条第1項(第2項)
振動規制法第14条第1項(第2項) の規定により、次のとおり届け出ます。
大阪府生活環境の保全等に関する条例第93条第1項(第2項)

建設工事の名称				
建設工事の目的に係る施設又は工作物の種類				
特定建設作業の種類				
特定建設作業に使用される騒音規制法 施行令別表第2(振動規制法施行令別表 第2・府条例施行規則別表第20)に規定する 機械の名称、型式及び仕様				
特定建設作業の場所				
特定建設作業の実施期間	年 月 日から	年 月 日まで	日間	日間
特定建設作業の開始及び終了の時刻等	作業開始	作業終了	作業日	実働時間
	自 時	至 時	日祝を除く	時間
騒音(振動)の防止の方法				
発注者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名	電話			
届出者の現場責任者の氏名及び連絡場所	電話			
下請負人が特定建設作業を実施する場合は、当該下請負人の氏名又は名称及び住所並びに、法人にあってはその代表者の氏名	電話			
下請負人が特定建設作業を実施する場合は、当該下請負人の現場責任者の氏名及び連絡場所	電話			
残土及び廃材等処分地				

添付書類

- 別表(騒音または振動防止の方法)
- 届出の特定建設作業の工程表
- 特定建設作業が行われる場所の周辺状況の見取図

(運行経路および安全対策を記入のこと)

作業開始の7日前までに、2部作成し提出すること。

騒音または振動防止の方法

()を使用する作業
 ※該当する項目に○印もしくは (網掛け) をしてください。

	項目	内容			
作業に係る措置	建設機械・工法	①	使用する建設機械について	1.低騒音・低振動型建設機械 2.標準型建設機械 3.その他	
		②	標準型建設機械を使用する場合その選定の理由について	1.低公害型の開発普及が十分でない 2.短期間 3.小規模作業 4.敷地大 5.資金面 6.周辺に民家等なし 7.施主の指示 8.設計段階で決定済 9.その他 ()	
		③	採用する工法について	1.低公害型工法 2.標準型工法 3.その他	
		④	標準型広工法を採用する場合その選定の理由について	1.該当する低公害型工法なし 2.施工上困難 3.短期間 4.資金面 5.施主の指示 6.周辺に民家等なし 7.設計段階で決定済 8.敷地大 9.その他 ()	
	公害防止対策	⑤	公害防止の対策内容について	1.防音壁 2.防音シート 3.防音パネル 4.防音カバー 5.動力源の適正配置 6.作業時間帯の配慮 7.その他 ()	
		⑥	対策の範囲について	1.防音壁 [a.現場周辺すべて b.民家側すべて c.民家側一部 d.機械周辺] 2.防音シート [a.現場周辺すべて b.民家側すべて c.民家側一部 d.機械周辺] 3.防音パネル [a.現場周辺すべて b.民家側すべて c.民家側一部 d.機械周辺] 4.防音カバー [a.現場周辺すべて b.民家側すべて c.民家側一部 d.機械周辺]	
		⑦	対策をしない場合の理由について	1.周辺に民家等なし 2.短期間 3.小規模作業 4.その他 ()	
工事現場における措置	公害防止管理体制	⑧	公害防止の管理体制について	1.苦情対応責任者 [a.選任(常駐・非常駐[代行者選任] b.自主管理責任者 c.所長兼務)] 2.苦情専用窓口設置 3.ガードマン配置 4.その他 ()	
		⑨	周辺のパトロールの実施について	1.定期的実施 2.随時実施	
	現場周辺状況	⑩	住宅、教育施設、病院等の有無について	1.有(約30m以内に) [a.住宅(密集・普通・疎) b.病院 c.事務所(密集・普通・疎) d.教育施設 e.精密機械工場等 f.その他静穏を必要とする施設] 2.無	
		⑪	搬出入道路・周辺の状況について	・主として通過する道路 [1.幹線 2.細街路] ・道路周辺の民家等 [1.密集 2.普通 3.疎]	
	苦情が生じた場合の措置	⑫	苦情発生時の処理体制について	1.現場責任で対応 2.本社責任で対応 3.その他 ()	
		⑬	工事現場での措置について	1.防止対策の強化 [a.防音壁 b.防音シート c.防音パネル d.防音カバー] 2.作業時間・曜日等の変更 3.工法・建設機械の変更 4.動力源の適正配置 5.陳情者に誠意をもって説明 6.その他 ()	
		⑭	搬出入道路の措置について	1.経路の変更 2.時間・曜日等の変更 3.台数の減少 4.陳情者に誠意をもって説明 5.その他 ()	
	住民への周知	⑮	周知の方法について	対応方法	実施年月日(予定)
				1.説明会	R . . . (実施・予定)
				2.各戸説明	R . . . (実施・予定)
				3.地元役員等折衝	R . . . (実施・予定)
				4.周知文配布	R . . . (実施・予定)
				5.掲示板の設置	R . . . (実施・予定)
	6.その他()	R . . . (実施・予定)			
参考	⑯	建築物等の解体、改造又は補修作業を行う場合	事前調査の実施日 : . . . 実施 事前調査の方法 : 分析 ・ 設計図書 ・ 目視調査 アスベスト使用の有無 : 有(天井・壁 ・ その他[]) ・ 無 アスベストの種類 : 吹付けアスベスト ・ 断熱材 ・ 保温材 ・ 耐火被覆材 ・ 成形板(スレート等 _____ m ²) 調査結果の表示年月日 : 令和 . . . 実施 ・ 予定		
	⑰	排出ガス対策型建設機械使用の有無	有 ・ 無		
本作業の公害防止自主管理責任者		氏名	代行者も選任している場合その氏名		

特定建設作業工程表

作業期間 令和 年 月 日～ 年 月 日

作業		期間		年 月		年 月		年 月		年 月		年 月	
		年	月	年	月	年	月	年	月	年	月	年	月
		10	20	10	20	10	20	10	20	10	20	10	20
騒音 (法又は条例)	1. くい打機、くい抜機を使用する作業												
	2. びょう打機を使用する作業												
	3. さく岩機を使用する作業												
	4. 空気圧縮機を使用する作業												
	5. コンクリートプラント等を設けて行う作業												
	6. バックホウを使用する作業 (注1)												
	7. トラクターショベルを使用する作業 (注1)												
	8. ブルドーザーを使用する作業 (注1)												
	9. コンクリートカッターを使用する作業(条例)												
振動 (法又は条例)	1. くい打機、くい抜機を使用する作業												
	2. 鋼球を使用して建築物等を破壊する作業												
	3. 舗装版破砕機を使用する作業												
	4. ブレーカー(手持ち式のものを除く)を使用する作業												

(注意1) 原動機の定格出力がバックホウ 80kw 以上、トラクターショベル 70kw 以上、ブルドーザー 40kw 以上の機械を使用する場合は『法』による届出をしてください。ただし環境大臣が指定する低騒音型の機械は『条例』による届出になります。

(その他) 日曜日その他の休日は、作業禁止です。

(その他) 騒音・振動・粉塵等の影響のおそれがある場合は、事前に周辺家屋の調査を行い、被害発生時は迅速に対処してください。